

(自主事業・総合事業・通所介護)利用料に係る同意書

自立・事業対象者・支援1・支援2・介護1・2・3・4・5

ご契約者氏名 様

(4)大規模(Ⅱ)通所介護サービス利用料(9:00~16:15)

サービス料金表(令和5年7月1日現在)

サービス内容略称	単価(円) ※注2	該当	算定	備考
通所介護Ⅲ51 要介護1	604		該当する 介護度で算定	1回につき 【通常型】 要介護1 655 要介護2 773 要介護3 896 要介護4 1,018 要介護5 1,142 ※注3) 大規模型のため、区分支給限度基準額の管理については、通常規模型の単位数を用いることとなりますので、ご注意ください。
通所介護Ⅲ52 要介護2	713			
通所介護Ⅲ53 要介護3	826			
通所介護Ⅲ54 要介護4	941			
通所介護Ⅲ55 要介護5	1,054			
通所介護入浴介助加算Ⅰ	40		該当者のみ	1日につき (Ⅱ)に該当しない入浴介助
通所介護入浴介助加算Ⅱ	55		該当者のみ	1日につき 自立支援の観点から行う入浴介助
通所介護中重度者ケア体制加算	45		○	1日につき 要介護3以上の利用者が30%以上
通所介護個別機能訓練加算Ⅰ1	56 併算定不可		該当者のみ	1日につき 専門職が専従1名以上配置(配置時間の定めなし)
通所介護個別機能訓練加算Ⅰ2		85	該当者のみ	1日につき サービス提供時間帯を通じて、専門職が専従1名以上配置
通所介護個別機能訓練加算Ⅱ (Ⅰ)に上乗せ	20		該当者のみ	1ヶ月につき LIFEへのデータ提出とフィードバックの活用
通所介護認知症加算	60		該当者のみ	1日につき 認知症の者(※)の利用者の割合が20%以上 ※Ⅲ、Ⅳ又はMに該当する者
通所介護科学的介護推進体制加算	40		○	1ヶ月につき LIFEを活用した計画の作成やPDCAサイクルの取り組み
通所介護送迎減算(事業所が送迎を行わない場合)	-47		該当者のみ	片道につき
通所介護サービス提供体制加算Ⅱ ※注1	18		○	1日につき 介護福祉士50%以上
通所介護処遇改善加算Ⅰ ※注1	5.9%		○	1ヶ月につき
通所介護特定処遇改善加算Ⅱ ※注1	1.0%		○	1ヶ月につき
通所介護ベースアップ等支援加算 ※注1	1.1%		○	1ヶ月につき

(5)霧島市総合事業通所型サービス利用料(10:00~15:00)

サービス内容略称	単価(円) ※注2	該当	算定	備考
通所型独自サービス1回数 月4回まで	384		該当する 介護度で算定	1回につき 事業対象者・要支援1
通所型独自サービス2回数 月8回まで	395			事業対象者・要支援2
通所型独自サービス運動器機能向上加算	225		○	1ヶ月につき
通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	40		○	1ヶ月につき LIFEを活用した計画の作成やPDCAサイクルの取り組み
通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ1	72		○	1ヶ月につき 要支援1 介護福祉士50%以上
通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ2	144		○	1ヶ月につき 要支援2 介護福祉士50%以上
通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ ※注1	5.9%		○	1ヶ月につき
通所型独自サービス特定処遇改善加算Ⅱ ※注1	1.0%		○	1ヶ月につき
通所型独自サービスベースアップ等支援加算 ※注1	1.1%		○	1ヶ月につき

※注1) サービス提供体制加算及び処遇改善関係加算については、支給限度額管理外となります。

※注2) 上記の金額は、1割負担の場合の金額となっています。介護保険負担割合が2割の方は2倍、3割の方は3倍の金額となります。

(6)昼食代・・・1食あたり 600円

(7)生きがいデイサービス(自主事業)・・・基本料金 1回(10:00-15:00) 1,500円(昼食代含む)※入浴代 別途400円

上記により、1回あたりの利用料金は

介護保険(1割・2割・3割)負担額	食費(昼食代)	合計
円	600円	円

※処遇改善加算Ⅰ、特定処遇改善加算Ⅱ、新型コロナ対応費用は含まれていません

利用料について上記の内容に同意します。本書を2部作成し事業所、ご契約者様が署名の上、各一部を保有するものとします。

令和 年 月 日

事業所

医療法人 誠井会 井料デイサービスセンター

理事長 井料 宰 ㊞

ご契約者

ご契約者(利用者名)

代筆者(続柄 )